

(電子メール施行)

障 号 外
令和4年9月7日

障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、現下の困難な状況の下、障害児や障害者に対するサービスの提供に努めていただいていることに感謝申し上げます。

さて、このことについて、令和4年9月7日より、With コロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者 (※1)

(a) (b)以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(b)現に入院している者 (※2) (従来から変更無し)

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者 (無症状病原体保有者)

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする (従来から変更なし)。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後 (6日目に) 解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用

すること等，自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

- 2 療養期間中の外出自粛について，有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後又は無症状の場合には，外出時や人と接する際は短時間とし，移動時は公共交通機関を使わないこと，外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に，食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。
- 3 1 及び 2 に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については，引き続き，令和 3 年 2 月 25 日付け事務連絡に基づき対応すること。

【この通知に関するお問合せ】

障害福祉課運営指導班

TEL:022-211-2558

E-mail:syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp